○登別市議会基本条例に係る議員自己評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市議会基本条例(平成23年条例第8号。以下「基本条例」という。)の理解と遵守の推進及び条例に基づくより活発な議員、議会活動を推進するため、 基本条例に係る議員自己評価(以下「自己評価」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものです。

(自己評価の対象)

第2条 自己評価の対象は、基本条例に規定する取組、その他将来の議会、委員会、議員の 各活動に向けた目指すべき事項とします。

(自己評価の実施時期及び対象期間)

- 第3条 自己評価は、毎年4月に実施するものとします。
- 2 自己評価の対象期間は、自己評価を実施する年の前年の4月から翌年の3月までとします。ただし、改選期においては、改選の年の5月から翌年の3月までとします。

(自己評価の方法及び提出期限)

- 第4条 自己評価は、自己評価表(別記様式第1号)により実施するものとします。
- 2 前項の自己評価表は、毎年4月10日までに、議会運営委員会に提出するものとします。

(自己評価結果の報告及び公表)

- 第5条 議会運営委員会は、自己評価の結果について、前条第2項の規定により提出された 自己評価表を、自己評価集計表(別記様式第2号)にまとめ、議長に報告するものとしま す。
- 2 前項の規定により報告された自己評価の結果は、毎年5月に登別市議会ホームページ で公表するものとします。ただし、記載されたコメントは、議会運営委員会で協議のうえ、 公表が必要と認められるものについては、公表するものとします。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に 定めるものとします。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行します。

※平成27年改選期における自己評価の実施時期及び対象期間

実施時期:平成28年4月

対象期間:平成27年5月から平成28年3月まで